

工事費内訳書記載時の留意事項について

工事費内訳書の記載にあたり、下記を参考に算出可能な範囲内で積算された金額を記載してください。

1 直接工事費における労務費や材料費

「主要な材料」や「積上げ積算方式の工種」等について、材料費や労務費を積み上げ、金額を記載してください。

なお、労務費や材料費のうち

- ・市場単価や標準単価などの労務費だけの分割算出が困難なもの
- ・雑材料や燃料費など、全体の材料費に対して費用割合が小さいものなど

については、算出可能な範囲内で、積算に反映してください。

2 法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額を記載してください。

3 安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。